横浜市上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想















目 次

1. /\	(リ)/フリー基本構想の策定にあたって	1
(1)	- 基本構想策定の背景と目的	1
(2)	基本構想の位置づけ	2
(3)	バリアフリー新法について	3
2. 上	:大岡駅・港南中央駅周辺の概況	5
2-1.	位置及び特性	5
2-2.	人口	6
2-3.	公共交通機関	7
(1)	 	7
(2)	バス	11
2-4.	施設の分布状況	11
2-5.	まちづくりの方向	15
2-6.	関連プロジェクト	18
3. 対	 象者の特性と配慮すべき事項	19
4. ま	きち歩き点検ワークショップの概要	23
(1)) 目的	23
(2)	実施概要	23
(3)	1 指摘事項のまとめ	24
ræ		21
5. 里	点整備地区及び生活関連施設・経路	31
5-1.	重点整備地区の区域及び主要施設と主要経路の検討	31
(1)	主要施設の選定	31
(2)	主要経路の設定	35
(3)	重点整備地区の区域の設定	35
5-2.	重点整備地区の現状と課題	39
(1)	鉄道駅・バスターミナル	40
(2)) 主要経路	48

5-3. <i>±</i>	上活関連施設及び生活関連経路の検討	67
(1)	生活関連施設の設定	67
(2)	生活関連経路の設定	67
(3)	生活関連経路以外の主要経路について	67
6. 上;	大岡駅・港南中央駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	71
6-1. <u> </u>	事業の基本的な考え方	71
(1)	鉄道駅のバリアフリー化	71
(2)	道路等のバリアフリー化	73
(3)	交通安全施設等のバリアフリー化	74
(4)	バスのバリアフリー化	74
(5)	建築物のバリアフリー化	74
6-2. ‡	寺定事業及びその他の事業	75
(1)	公共交通特定事業	77
(2)	道路特定事業	80
(3)	交通安全特定事業	82
(4)	建築物特定事業について	82
(5)	その他の事業	83
6-3.	う後検討が必要な事項	87
(1)	課題地区について	87
(2)	地域生活経路(経路 14:桜道)の整備について	88
(3)	経路と建築物等の間のバリアの調整	88
(4)	主要地方道横浜鎌倉線(経路1・経路5:鎌倉街道)の整備について	88
(5)	関ノ下交差点のバリアフリー化について	89
7. 基本	「構想策定後の事業推進にあたって	91
(1)	円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施	
(2)	特定事業の進捗管理及び事業の評価	
(3)	#	
` ,	新たた技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し	

※用語の定義

『主要施設』とは、高齢者、障害者等を含む多くの市民が利用する施設及び主として 高齢者、障害者等が利用する通所型の施設で、その施設へ至る手段が主に徒歩による施 設とする。

『主要経路』とは、鉄道駅等の特定旅客施設と主要施設または主要施設相互間を結ぶ 経路、あるいは商店街や鉄道駅と周辺地域を結ぶ歩行者の主動線など、日常的に多くの 市民が利用する経路で、歩行者の安全かつ円滑な移動の実現に配慮する必要があると考 えられる経路とする。

『重点整備地区』とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると 認められる地区であって、その区域は、主要施設と主要経路を含む範囲で、ある程度整 形なまとまりに配慮して設定する。また、その境界は、できる限り町境、字境、道路、 河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』とは、主要施設のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設とする。なお、鉄道駅及びバスターミナル等の特定旅客施設や駐車場等も含むものとする。

『生活関連経路』とは、主要経路のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する、生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。 なお、生活関連経路は、道路整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

〇生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路、 または、現時点において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

〇生活関連経路(B)

生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制 約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準 用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路(横浜市独自の取り 組みとして設定)

1. バリアフリー基本構想の策定にあたって

(1) 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」により不特定多数の人々が利用する一定規模(2,000 ㎡)以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

バリアフリー新法においては、市町村が主体となり、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設が所在するある一定の地区を対象に、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めるための基本的な計画である「基本構想」を作成することができると定められている。

さらに、本市においては、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 カ年間を計画期間 とした「横浜市中期政策プラン」が、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現 を基本目標に、市政運営における政策面での基本的な指針とするために平成 14 年 12 月に策定された。このプランにおける重点戦略の一つである「地域でつくる魅力あるまち」において、「安全で便利な地域の生活環境の形成」が掲げられ、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

これらを踏まえ、「横浜市都市計画マスタープラン・港南区プラン」において広域的 な拠点性と、地域生活の拠点性の両面を持つ、港南区の中心と位置付けられている上 大岡駅及び港南中央駅周辺地区を対象として、移動等円滑化基本構想を策定する。

具体的には、上大岡駅及び港南中央駅を中心とする徒歩圏を重点整備地区に設定し、 駅から公的施設等までの円滑な移動等を実現し、移動の利便性および安全性の向上を 促進することを目的とする。

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

図 1-1 基本構想の位置づけ

都市計画マスタープラン

全市プラン(平成12年1月5日)

・都市計画マスタープランとは、平成4年 の都市計画法改正によって創設された市 町村の都市計画に関する基本的な方針

【都市計画マスタープランが担う役割】

- (1) 都市計画を定める際の指針: 都市計画 法の規定によれば, 横浜市の定める都 市計画は, 都市計画マスタープランに 即することになります。
- (2) 都市計画に関する情報をわかりやすくまとめる。
- (3) 横浜のまちづくりについて,市民と行政とが共に考え,その将来の姿を共有。

港南区プラン(平成17年7月25日)

・港南区プラン方針は、区の将来に向 けた、まちづくりの方針を定める。

中期政策プラン

平成14年12月16日

・「中期政策プラン」は、平成14 年度から平成18年度までの5 か年間を計画期間とし、「民 の力が存分に発揮される都市・ 横浜」の実現を基本目標に、 市民生活のニーズと都市・横 浜のかかえる課題に対して、 市民とともに取り組むべき主 な施策や事業をまとめ、明ら けて、市政運営における政策 面での基本的な指針とする。

福祉のまちづくり条例

平成9年3月25日

・すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定める。

(横浜市の上位計画・関連計画)



バリアフリー基本構想 上大岡駅・港南中央駅/戸塚駅周辺地区

【バリアフリー新法第25条】

・市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に 係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。



バリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

-平成18年6月21日制定

・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(3) バリアフリー新法について

交通バリアフリー法は、駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を対象としてきた。一方、建築物のバリアフリー化は、ハートビル法によって推進されてきた。これらの2つの法律を統合・拡充したバリアフリー新法が、平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

バリアフリー新法は、ハートビル法と交通バリアフリー法で定められていた内容を 踏襲しつつ、2つの法律では措置されていなかった新たな内容が盛り込まれている。 その内容は次のとおりである。

1)対象者の拡充:

身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、全ての障害者を対象

2) 対象施設の拡充:

これまでの建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場・都市公園等を追加

3) 基本構想制度の拡充:

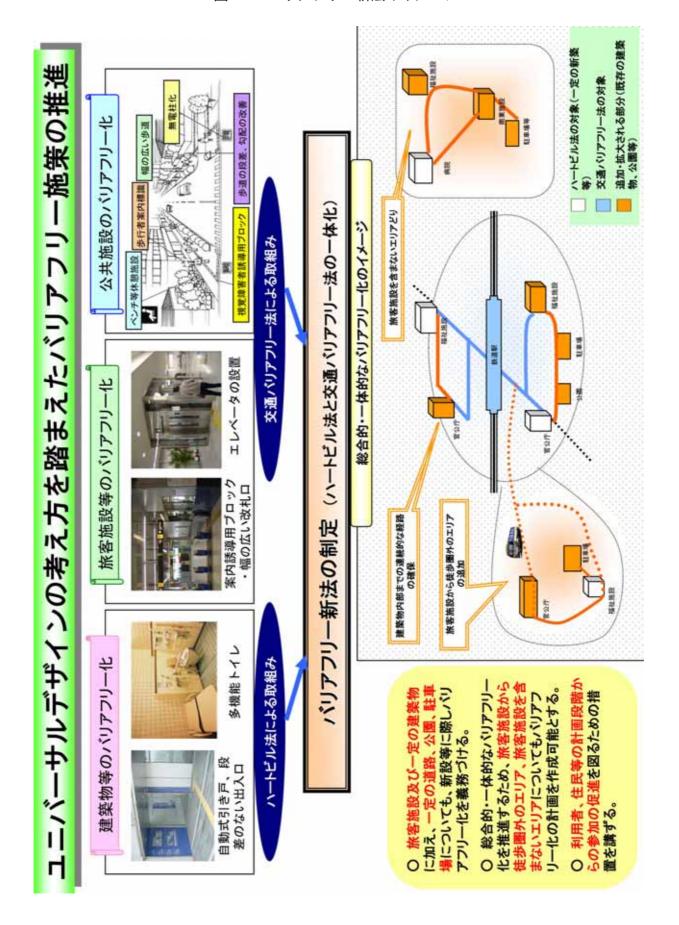
バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充

4) 基本構想策定の際の当事者参加:

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成 提案制度を創設

5) ソフト施策の拡充:

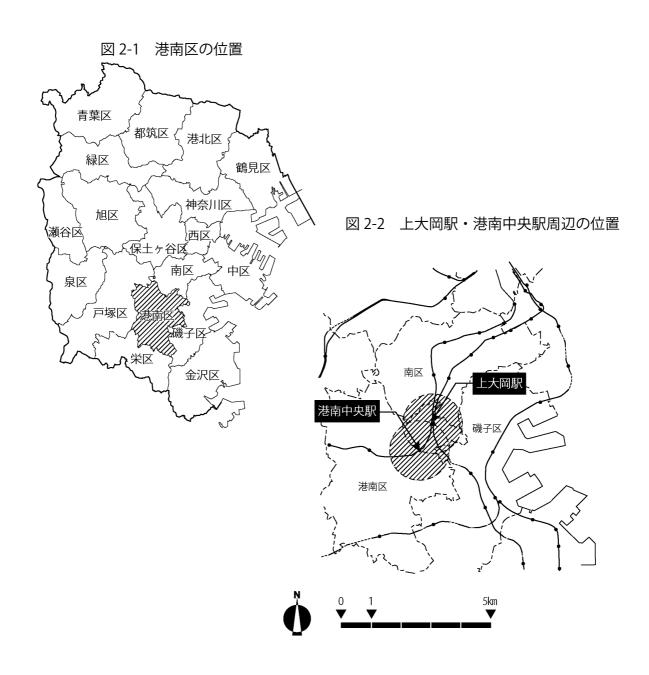
バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。また、国民一人一人の「心のバリアフリー」の促進



2. 上大岡駅・港南中央駅周辺の概況

2-1. 位置及び特性

上大岡駅・港南中央駅周辺は、横浜市の中心部より南西に約6km、港南区の北東部に位置している。上大岡駅は京浜急行電鉄株式会社の京急線、横浜市営地下鉄線の2線が結節する駅であり、港南中央駅は横浜市営地下鉄線の駅である。上大岡駅・港南中央駅周辺は、これらの駅を中心として、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能が集積し、多くの人が活動する地域となっている。



2-2. 人口

上大岡駅・港南中央駅周辺の人口は、平成 18 年 3 月 31 日現在 87,713 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 15,824 人、高齢化率は 18.0%である。人口の推移をみると、平成 14 年の 86,528 人から 1.4%増加している。また、高齢化率も平成 14 年の 16.2%から 1.8 ポイント上昇している。

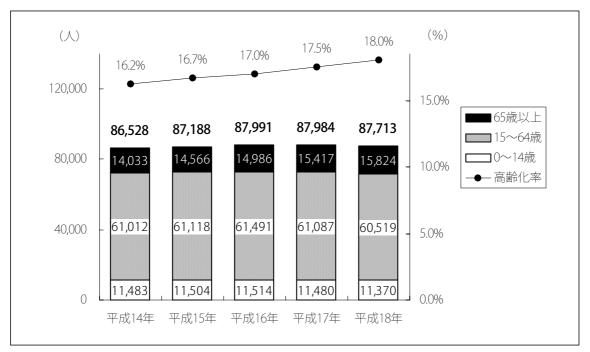


図 2-3 上大岡駅・港南中央駅周辺の人口推移

資料) 統計でみる横浜(各年3月31日現在)

注:ここで上大岡駅・港南中央駅周辺は、各駅から概ね半径1kmの範囲に含まれる、日野1, 2, 5丁目、日野中央1丁目、上大岡東1~3丁目、上大岡西1~3丁目、港南1~6丁目、港南中央通、大久保1~3丁目、最戸1~2丁目、笹下1, 2, 5, 7丁目、森が丘1~2丁目、別所1~3丁目、大岡3~5丁目、岡村5, 8丁目、汐見台3丁目とした。

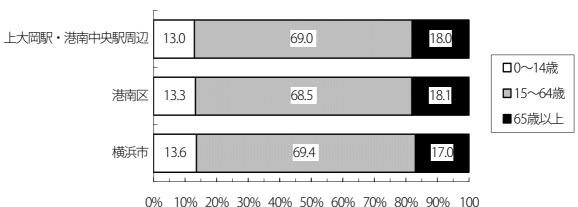


図 2-4 年齢別人口構成比

6 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100 資料)統計でみる横浜(平成 18 年 3 月 31 日現在)

2-3. 公共交通機関

(1) 鉄道

上大岡駅には、横浜市営地下鉄「上大岡駅」と京浜急行「上大岡駅」の2駅がある。 2駅の一日平均乗降客数は、横浜市営地下鉄が約71,000人/日、京浜急行が約135,000 人/日となっている。

港南中央駅は横浜市営地下鉄の駅であり、一日平均乗降客数は約15,000人/日となっている。

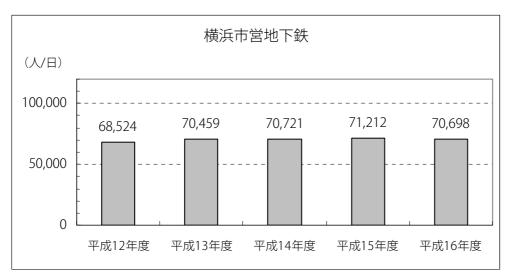
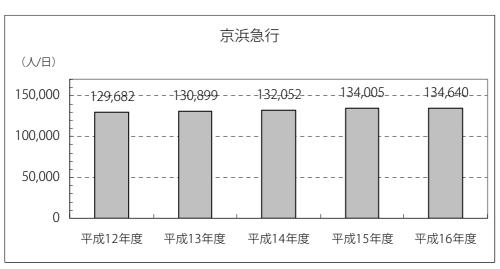


図 2-5 上大岡駅の一日平均乗降客数の推移



資料) 神奈川県 交通関係資料集

図 2-6 港南中央駅の一日平均乗降客数の推移



資料) 神奈川県 交通関係資料集

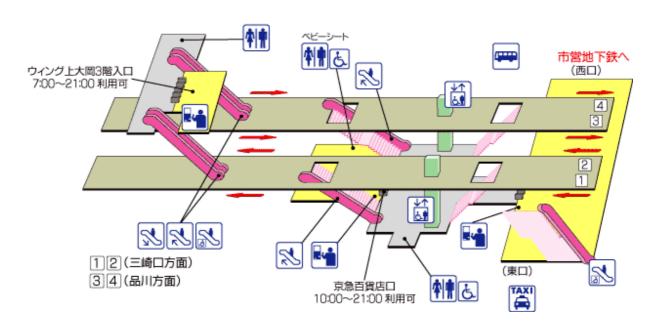
表 2-1 一日平均乗降客数のまとめ(平成 16 年度実績)

駅	乗降客数(人/日)
上大岡駅合計	205,338
横浜市営地下鉄	70,698
京浜急行	134,640
港南中央駅(横浜市営地下鉄)	14,706
上大岡駅・港南中央駅合計	220,044

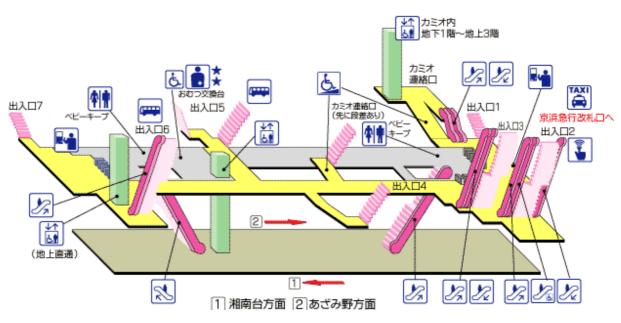
資料) 神奈川県 交通関係資料集

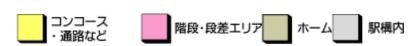
図 2-7 上大岡駅の状況

【京浜急行】



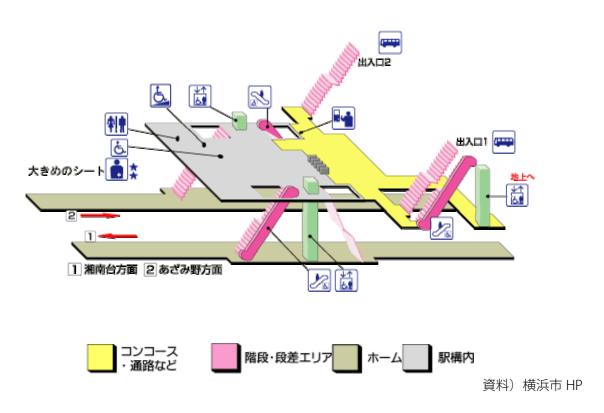
【横浜市市営地下鉄】





資料) 横浜市 HP

図 2-8 港南中央駅の状況



(2) バス

上大岡駅周辺の路線バスは、市交通局、神奈中、江ノ電バス横浜、京急バス及び横浜京急バスにより運行され、その多くが、上大岡駅バスターミナルを起終点としている(図 2-9 参照)。

港南中央駅周辺の路線バスは、市交通局、神奈中及び江ノ電バス横浜により運行され、主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街道)等の道路に停留所が設置されている(図 2-10 参照)。

2-4. 施設の分布状況

上大岡駅及び港南中央駅から概ね半径 1 km の範囲にある主要な施設は、表 2-2 に示すとおりである。

上大岡駅及び港南中央駅周辺には、行政施設、医療施設、福祉施設、文化施設及び商業施設が集まっており、港南中央駅の南側 50mの位置に港南区役所がある(図 2-9 、図 2-10 参照)。

表 2-2 上大岡駅・港南中央駅周辺の主要な施設

種別	施設名称	施設数
	1)上大岡駅行政サービスコーナー(0,800m)	
	2)港南区民文化センター「ひまわりの郷」(0,900m)	
	3)港南郵便局(500m,-)	
	4)港南警察署(1000m,50m)	
行政施設	5)港南区役所(1010m,50m)	9
	6)港南消防署(1010m,50m)	
	7)港南地区センター(-,250m)	
	8)水道局港南営業所(-,350m)	
	9)東永谷地区センター(-,1000m)	
	10)港南国際交流ラウンジ(0,900m)	
	11)横浜市福祉保健研修交流センター(「ウィリング横浜」)(0,900m)	
文化施設	12)港南公会堂(1010m,50m)	5
	13)港南スポーツセンター(-,250m)	
	14)桜道コミュニティハウス(ー,250m)	
	15)南福祉ホームむつみ(900m,-)	
	16)ワークショップはばたき(420m,1160m)	
	17)ワークアップ港南(380m,1000m)	
	18)港南区生活支援センター(800m,250m)	
	19)港南中央地域ケアプラザ(800m,250m)	
福祉施設	20)港南区社会福祉協議会(800m,250m)	1 1
	21)港南中央地域活動ホーム「そよかぜの家」(910m,210m)	
	22)地域作業所ぬくもりの家(-,720m)	
	23)地域作業所パステル(-,800m)	
	24)地域作業所 Hohey Bee(一,880m)	
	25)東永谷地域ケアプラザ(-,1000m)	
	26)秋山脳神経外科・内科病院(600m,400m)	
医療施設	27)横浜東邦病院(550m,-)	3
区/东//60文	28)港南区休日急患診療所(一,300m)	
	29)港南中央医院(-,100m)	
	30)京急百貨店(0,1000m)	
商業施設	31)カミオ(50m,950m)	
	32)富士ショッピングセンター(100m,900m)	
	33)上大岡リストガーデンスクエア(200m,800m)	8
	34)赤い風船(250m,750m)	
	35)イトーヨーカドー上大岡店(550m,600m)	
	36)イトーヨーカドー横浜別所店(780m,-)	
	37)マルエツ最戸店(600m,-)	

注)表中の施設の番号は、図 4-1、図 4-2 の番号と同じである。

(上大岡駅からの距離、港南中央駅からの距離)

^()内の数字は、駅からの直線距離(単位:m)である。

図 2-9 上大岡駅周辺の現況

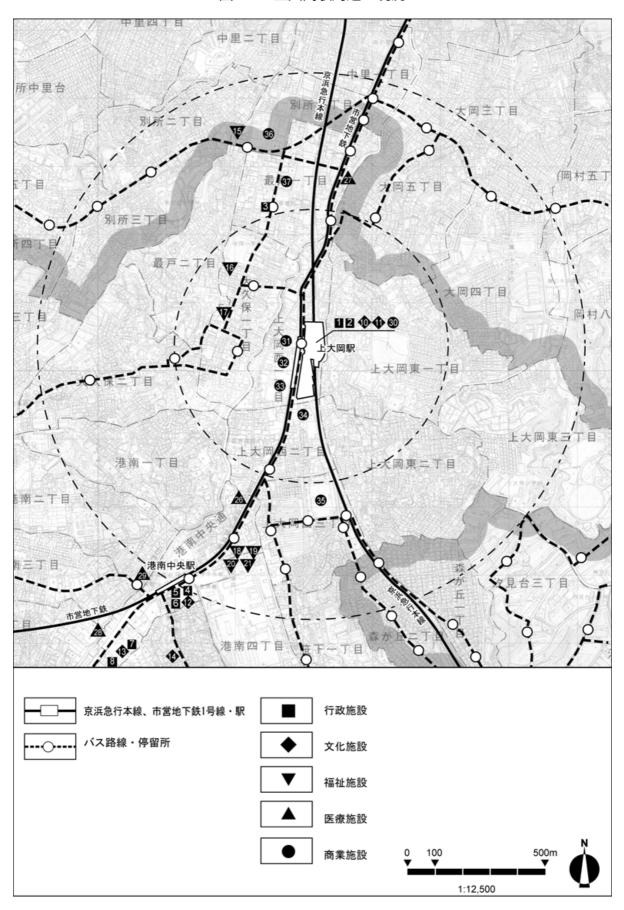
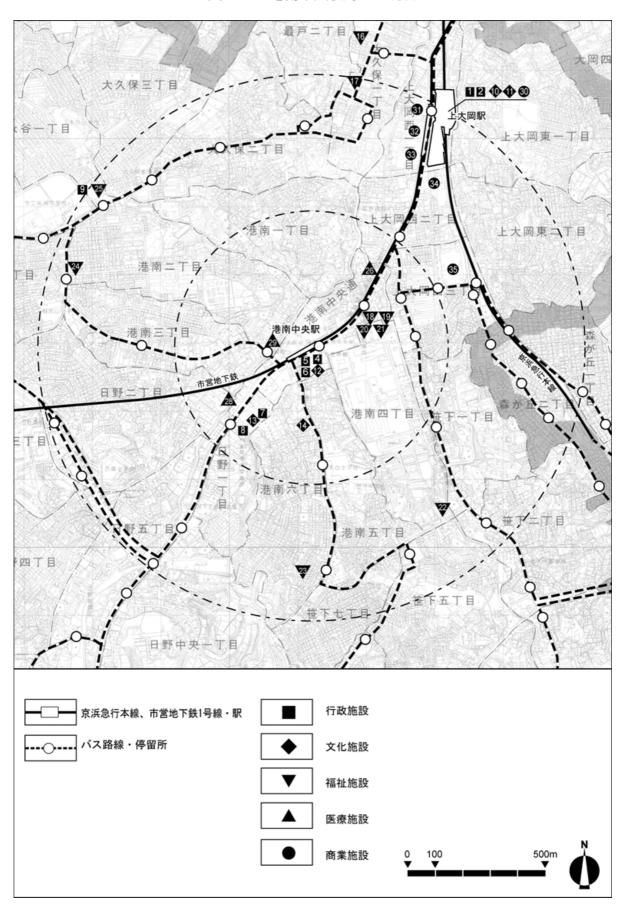


図 2-10 港南中央駅周辺の現況



2-5. まちづくりの方向

上大岡駅・港南中央駅周辺地区のまちづくりの方向は、「横浜市都市計画マスタープラン・港南区プラン(平成17年7月)」において、次のように定められている。(以下は港南区プランの抜粋)

《まちづくり方針》

・ 港南区の中心である上大岡・港南中央駅周辺では、より活気とゆとりのある拠点づくりを推進します

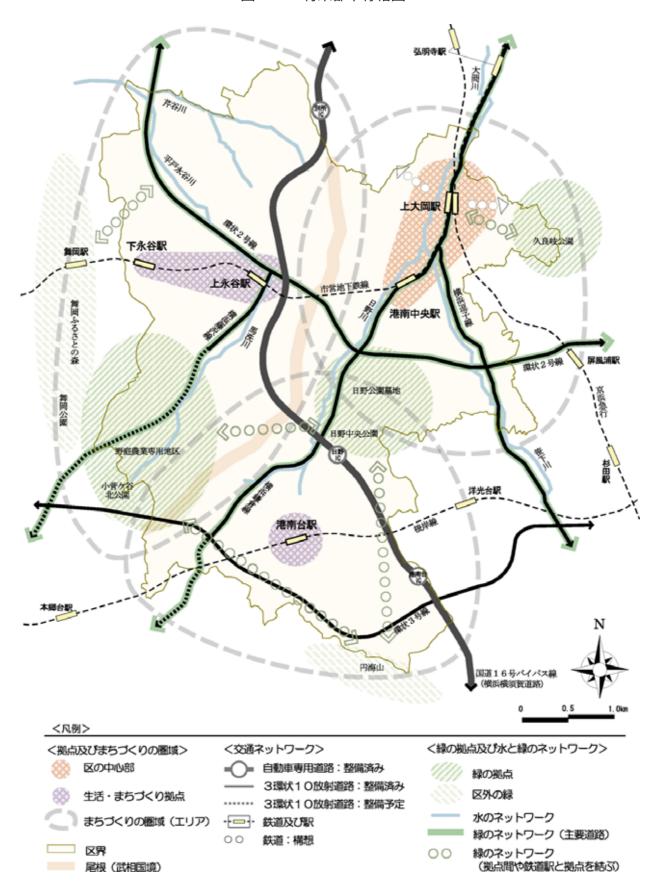
《実現に向けた取り組み》

- ・ 駅周辺では、バリアフリー化を推進するとともに、緑化、オープンスペースの設置 やユニバーサルデザインを主眼においた空間づくりを推進する。
- ・ 駅周辺では、既存の施設の活用などにより、行政サービス施設や区民利用施設など、 公共サービス施設の機能強化、整備を推進する。
- ・ 上大岡駅周辺では、市街地再開発事業などの手法により、商業・業務・文化などの機能強化を促進するとともに、身近な場所での就業の場を確保する。
- ・ 上大岡駅前の違法駐車による交通混雑を緩和するため、駐車場の整備、駐車禁止区域の拡大などを推進する。
- ・ 上大岡駅前の良好な環境を確保するため、駐輪場の整備により放置自転車対策を推進する。
- ・ 区役所や横浜刑務所跡地を含めた港南中央駅周辺では、港南区総合庁舎の再整備により、公共サービス機能の強化、集積を推進する。
- ・ 市街地再開発事業などを行なう際には、周辺地域と調和した拠点づくりのため、事業者や地域の商店街などと連携し、また周辺住民に配慮したまちづくりを促進する。

○ バリアフリーに関する基本方針

- ・ 高齢者や障害者など誰もが自由に移動できるようにするため、道路のバリアフリー 化を促進する
- ・ 段差の解消や障害物の除去、視覚障害者誘導用ブロックなどの設置、電線の地中化、 わかりやすい標識や案内板の導入
- ・ 駅及び駅周辺は、関係事業者(鉄道事業者、道路管理者、公安委員会など)の協力のもと、誰もが安全で自由に移動できる空間の確保を促進する
- ・ 上大岡駅・港南中央駅及び駅周辺における今後策定予定のバリアフリー基本構想に 基づくバリアフリー化の推進

図 2-11 将来都市骨格図



2-6. 関連プロジェクト

■上大岡C南地区第一種市街地再開発事業

上大岡駅西口において、A地区(ゆめおおおか)、B地区(カミオ)に続き、商業・業務機能と都市型居住機能が調和した複合市街地を形成するもので、都心型住宅のほか、店舗、映画館、フィットネスクラブ、駐車場を計画しており、平成19年度に着工して平成22年春に供用開始する予定となっている。規模は鉄筋コンクリート造の地下2階、地上33階建て、最高高さは約120mの高層建築物を計画している。地階~地上6階までが商業施設や機械室・駐車場で、7階~33階が住宅(約330戸)を予定しており、駐車場は約730台を計画している。

【上大岡C南地区第一種市街地再開発事業の概要】

事業の名称:上大岡C南地区第一種市街地再開発事業

施 行 者:横浜市

区域と面積:港南区上大岡西一丁目の一部(約 1.6ha)

施設建築物:共同住宅、店舗、駐車場

公 共 施 設:3·3·5 横浜鎌倉線(延長約 110m、幅員 30m)

区画道路(延長約 270m、幅員 9, 15m)

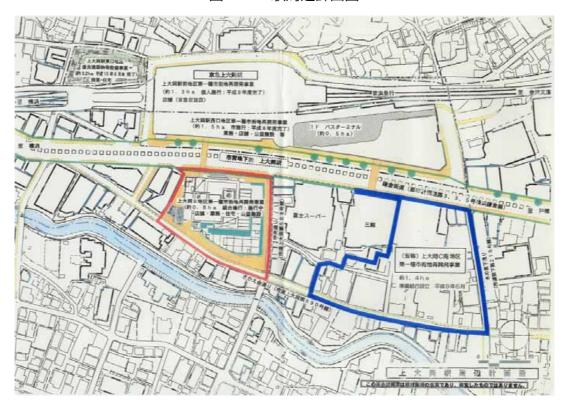


図 2-12 駅周辺計画図

3. 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー新法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、 肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者*、精神 障害者*、発達障害者*、妊産婦やけが人を対象としている。

本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、バリアフリー新法の対象者に、子ども、外国人、子供連れ(乳幼児連れやベビーカー使用など)の人など、移動の制約がある人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指すこととする。

それら移動制約者を、障害の状況により、「歩行」と「情報入手」に分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると、以下に示すとおりである。ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 3-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分 対象者の特性と配慮すべき主な事項 移動制約者「歩行」 ・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 車いす使用者 ・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、 不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮 する。 ・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の 形状に配慮する。 ・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲が限られる場合がある ため、設備機器類や案内標示などの高さに配慮する。 ・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留 意する。

	・車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。
杖使用者	 ・村の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるとともに、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者 (シルバー カー使用など)	 ・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。 ・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。
補助犬使用者	・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れや ベビーカー使用 など)	・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動 制約者 (妊産婦やけが 人など)	 ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。

移動制約者「情報入手」

視覚障害者

- ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。
- ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段 裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。

	・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。
	・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
	・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点
	字や音声などによる情報提供に留意する。
	・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の
	地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々
	から正しく理解されにくい傾向にある。
	・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう
	配慮する。
	・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。
	・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、
	筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。
知的障害者•	・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段(絵、文字、写
発達障害者	真、実物の提示、動作で示す等)に配慮する。
	・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。
	・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。
	・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説
	明することが必要である。
高齢者	・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全
	に配慮する。
	・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純に
	し、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。
	・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。
	・視認性に配慮した照明計画が必要である。
子ども	・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。
	・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要とな
	る。
	・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
•	·

その他

上肢障害者	・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつか
	んだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法
	への配慮が必要である。
	・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意す
	る。
	・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の
	把手にするなど形状に留意する。
	・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。
1	1

	・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。
精神障害者	・リラックスできる環境づくりに配慮する。
	・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる
	場所や階段等への手すりの設置に配慮する。
	・腹部に人工的に排泄のための孔(ストーマ)を造設した人(オストメイト)
	には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要
	である。
	・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。

※下記の参考文献をもとに一部加筆

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(横浜市福祉局、平成10年3月)
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂(横浜市福祉局、平成17年3月)
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック(神奈川県福祉部、平成14年3月)
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン(財団法人 運輸経済研究センター、平成6年3月)
- ・交通バリアフリー介助マニュアル(交通エコロジー・モビリティ財団、平成13年3月)
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省、平成 19 年7月)
- ・高齢者の住まいと交通 [復刻版] (東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月)
- *バリアフリー新法で新たに対象となった、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、次のように定義されている。

知的障害者: 知的障害者とは、厚生労働省が実施している「知的障害児(者)基礎調査」において、「知的機能の障害が発達期(概ね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

精神障害者: 精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、 「総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、 精神病質その他の精神疾患を有する者」(第5条)と定義されている。

発達障害者: 「発達障害者支援法」によれば、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(第2条第1項)と定義されており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」(第2条第2項)と定義されている。

4. まち歩き点検ワークショップの概要

(1)目的

上大岡駅周辺及び港南中央駅周辺において、次に示す目的で「まち歩き点検ワークショップ」を実施した。

- ・駅や駅周辺の移動に関わるバリアやバリアフリーの現状を把握する。
- ・関係者が一緒に歩いて現地を点検することで、高齢者、障害者など当事者がか かえる問題の共通認識を深める。
- ・参加者から問題点や改善すべき点などの意見・提案を聞き、基本構想策定のための資料とする。

(2) 実施概要

【開催日時】

·平成18年11月6日(月)、10:00~16:00

【参加者】

上大岡地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者、子育て支援関係者などの市民
- 学識経験者
- ・公共交通事業者、警察署、道路管理者、健康福祉局、道路局、区役所などの職員
- ·参加者数:53名

【現地点検】

- ・駅や道路等を対象に、移動のしやすさやわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・なお、点検ルートは、駅や駅前広場内の鉄道やバスなどの乗り換えルート、駅とその用辺に立地する福祉・医療施設や文化・交流施設を結ぶルートなど、歩行距離を

勘案しつつ設定した(図4-1参照)。

【ワークショップ】

- ・現地点検終了後、現地で確認した良い点、問題点、改善点などを、各参加者から発 表してもらい、図面を用いて整理を行った。
- ・各コースの代表者が、整理した意見を発表した。

(3) 指摘事項のまとめ

まち歩き点検ワークショップで出された主な指摘事項は、27~29 頁に示すとおりである。

図 4-1 まち歩き点検ルート図

【上大岡地区まち歩き点検ワークショップにおける指摘事項のまとめ】

指摘箇所・項目	主な指摘事項
京急上大岡駅	ホーム、エスカレーター、エレベーター、トイレ、券売機、改札口などの施設、設備の位置及び内容を知らせる音案内(音声又は音響案内)が必要災害、事故情報等の情報を迅速に周知できるように案内して欲しい車いす対応のエスカレーター使用の際の駅員の対応
《改札口付近》	駅入口付近に駅構内を案内する音声案内付き触知図があったほうが良い3 Fの改札口とホームはエスカレーターしかない(エレベーター、階段がない)3 Fの改札付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない
《トイレ》	トイレの入口に段差がある(多目的トイレ以外も段差が無い方が良い)多目的トイレ以外にもオムツ替えベッドの設置(一般女子トイレの奥が広いので)トイレ案内板に点字案内があるが、案内板がどこにあるのか分からないトイレボタンの統一
《改札外コンコース》	・ 京急と市営地下鉄の乗り換え経路にエレベーターがない(大回りしてエレベーターを乗り継がなければならない)・ 東口の階段の真中に手すりが必要
市営地下鉄上大岡駅	 駅入口付近に駅構内を案内する音声案内付き触知図があったほうが良い エレベーターが奥まった所にあり分かりにくい ホーム、エスカレーター、エレベーター、トイレ、券売機、改札口などの施設、設備の位置及び内容を知らせる音案内(音声又は音響案内)が必要 災害、事故情報等の情報を迅速に周知できるように案内して欲しい エレベーターのインターホンの利用方法がわからない 段鼻の色が消えている
《トイレ》	・ 地下鉄北側改札内トイレに多目的トイレがない・ トイレの入口に段差がある(多目的トイレ以外も段差が無い方が良い)・ トイレの音声案内が必要・ トイレボタンの統一
市営地下鉄港南中央駅	 ・ 駅のホーム、エスカレーターの横幅が狭い ・ エレベーターが遠い ・ 車いす使用者には券売機が利用しにくい ・ 電車の乗降の際に京急のようなラクープがあると良い ・ エレベーターの押しボタンにイラストがあるとわかりやすい
《トイレ》	手洗いの蛇口が使いにくい女性用トイレ内にベビーキープはあるが、ドアロックから近いので子どもがあけてしまいそう

指摘箇所・項目	主な指摘事項
	・ 地下鉄トレイをシャワートイレにして欲しい
上大岡駅	・ バスのりばの行先案内や到着案内の設置
バスターミナル	・ バスターミナル内の歩行者専用青時間が短い
	・ 歩行者信号機はあるが、押しボタンが分かりにくい
	・ バス乗車の際、ベビーカー、車いすの時の運転手の対応
道路	
【主要地方道横浜鎌倉	歩道の勾配がきつい、段差がある場所がある
線(鎌倉街道:上大岡駅	・ 舗装の状況が悪いので、ベビーカーではガタガタする
周辺区間)】	・ 視覚障害者誘導用ブロックがはがれている
	・ (交差点溜まり)に平坦部がない
	・ バスの停め方の改善
	バス停でバス待ちの人が歩道をふさいでいる
	・ 地下鉄の入口がわかりにくい
	・ バスターミナル前の歩行者用青時間が短すぎる(20 秒)
	・ バスターミナル出入口部分の横断が危険
	・ バイクや自転車の放置が多い
【カミオ横アーケード】	歩道がない。歩道が狭い (1 m)
	バスが道をふさいでしまう
	・ カミオ側の歩道が車道よりかなり高い(スロープがなく、階段しかない)
	・ 一方通行にして欲しい
	・信号を設置して欲しい
	・ 自転車や花屋の植木が歩行の妨げになっている
【桜岡小学校前】	・ 大型バスのすれ違いは道路が狭くて危険
	・ 歩道が狭い。段差と勾配がある
	・ 交通量が多く、ベビーカーでは通れない
	・ 電柱、バス停、ゴミ置場が歩行の妨げになっている
	・ ワークアップ港南前に信号を設置して欲しい
【上大岡駅東側道路】	歩道が狭い
	・ 片側に歩道がない区間がある
	・ 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない
	・ 夜暗い (街灯が足りない)
	・ 歩道にはみ出して駐車している

指摘箇所・項目	主な指摘事項
【主要地方道横浜鎌倉	・ 歩道の勾配がきつい、段差がある場所がある
線(鎌倉街道:港南中央	・ 総合庁舎前のバス停は、ベンチ、バス待ちの人、通行人でごちゃごちゃ
駅周辺区間)】	・ 道路脇の電柱が歩行空間を妨げている
	・ 港南警察署前の歩道の傾斜がきつい
	・ 視覚障害者誘導用ブロックが途切れている
	・ 港南警察署前に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない
	・ バス停前のベンチに視覚障害者誘導用ブロックが寄り過ぎている
	・ 樹木の根が張って、歩道が盛り上がったり、ひび割れているところがある
	・ 歩道が波打ちしている
	マンホールの蓋が、がたついている
	・ 駅前の案内地図をわかりやすくして欲しい
	・音響信号機を設置して欲しい
	グッディプレイス前の歩道に段差がある
【港南中央医院前】	・ 病院前には歩道がなく危険
	・ 橋のつなぎ目に段差があり歩道の勾配もきつい
	・ 側溝の蓋が壊れてがたついており、穴もあいていて危険
【港南警察署東側道路】	・ バイクや自転車の放置が歩行の妨げとなっている
【港南中央ケアプラザ	・ 区役所駐車場前の歩道に雑草が多い
前】	港南区役所の新駐車場の出入口が危険では?(混雑時)
【十八 同 4八十十	
【赤い風船前】	・ 荷捌き車両が駐車している(駐車マナーが悪い)
【イトーヨーカドー上	・ 駐車車両が多い
大岡店前】	・ 放置自転車が多い
	・スロープの幅が広く、急勾配(店舗のスロープ)
	・ イトーヨーカドー敷地内の駐車場と通路の区別がない
【かながわ平和祈念会	・ 歩道がない
館前】	
7 —	1E-V4 (N.E.).
【ワークショップはば * * * **	・ 歩迫かない
たき前】 	
【港南ふれあい公園前】	一部歩道がない
【桜道】	・ 勾配がきつい
	・ 桜の木で歩道の幅が確保できていない
	桜の木の根が盛り上がり車いすやベビーカーでは通りにくい
	・ 違法駐車が歩行の妨げとなっている
ウィリング横浜	・ 地上からのエレベータが 2 階までしかない (エレベーターの乗り継ぎが必
	要)
	どのエレベーターにのればいいのか分かりにくい
	サインがない。順路が分からない

5. 重点整備地区及び生活関連施設・経路

5-1. 重点整備地区の区域及び主要施設と主要経路の検討

(1) 主要施設の選定

『主要施設』とは、高齢者、障害者等を含む多くの市民が利用する施設及び主として 高齢者、障害者等が利用する通所型の施設で、その施設へ至る手段が主に上大岡駅又は 港南中央駅からの徒歩による施設とする。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区における主要施設は、下表の施設である。

表 5-1 上大岡駅・港南中央駅周辺地区における主要施設

	主要施設に	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
種別	選定した施設	選定の理由
	①上大岡駅行政	・ 住民票や印鑑登録証明書などの証明書をとることのできる
	サービスコーナー	施設であり、高齢者や障害者等を含む相当数の区民が利用
		する施設であり、周辺駅区民も鉄道を利用して来訪するこ
		ともあると考えられることから主要施設として選定する。
	②港南区民文化センター	・ ホールとギャラリーを中心とした施設であり、文化活動の
	「ひまわりの郷」	練習や発表、芸術鑑賞の場として幅広く利用される施設で
		あり、高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用す
		る施設と考えられることから主要施設として選定する。
公	③港南警察署	・ 自動車免許の更新等ができる警察署であり、高齢者や障害
公共施設		者等を含む不特定多数の市民が訪れる。また、鉄道を利用
設		し訪れる人も多いと考えられることから主要施設として選
		定する。
	④港南区役所	・ 港南区役所には、各種行政サービスに係わる窓口が設置さ
	港南公会堂	れている。
		・ 併設されている港南公会堂は、定員 600 名のホールであり、
		コンサートや発表会、講演会などに利用される。
		・ 高齢者や障害者等を含む不特定多数の区民が利用する施設
		であることから主要施設として選定する。

種別	主要施設に 選定した施設	選定の理由
	⑤港南地区センター	・レクリエーションホール、工芸室、図書室、会議室、料理室などが設置されている施設である。・地区センターは、地区を単位に設置されているが、特に地区住民に利用が限られておらず、かつ港南地区センターは
		駅(港南中央駅)に近接しているため、高齢者や障害者等を含む不特定多数が利用する施設であり、鉄道を利用し訪れる人も多いと考えられることから主要施設として選定する。
	⑥港南国際交流ラウンジ 横浜市福祉保健研修交 流センター(「ウィリン グ横浜」)	 港南国際交流ラウンジは、在留外国人を支援するための施設であり、会議室、多目的ホールなどが設置されている。 ウィリング横浜は、福祉保健人材を育成する施設であり、研修施設、宿泊施設、情報資料室などが設置されている。 高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設であり、鉄道を利用して訪れる人も多いと考えられることから主要施設として選定する。
	⑦港南スポーツセンター	・ 体育館、トレーニング室、研修室などがあり、教室やイベント等が開催されており、高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設であり、鉄道を利用して訪れる人も多いと考えられることから主要施設として選定する。
	⑧かながわ平和祈念会館	・ 戦争体験を風化させず次世代に伝えることを目的として、 戦没者の方々の遺品などが展示してあるホールの他、地域 住民の交流の場としての会議室などがあり、高齢者や障害 者等を含む不特定多数の人が利用する施設であり、鉄道を 利用して訪れる人も多いと考えられることから主要施設と して選定する。

種別	主要施設に 選定した施設	選定の理由		
	①港南区生活支援センター	・ 港南区生活支援センターと港南区内の各所のケアプラザを		
	港南中央地域ケアプラザ	統括するケアセンターが複合した施設である。		
		・ 高齢者へのデイサービスを実施するとともに、介護予防教		
		室やボランティアなどの地域活動、交流の場を提供してい		
		る。また、多目的ホールなども設置されている。		
		・ 相当数の高齢者や障害者等が訪れる施設であり、鉄道を利		
		用して訪れる人も多いと考えられるため、主要施設として		
		選定する。		
	②港南区福祉保健活動拠点	・ 港南区内の福祉保健活動関係団体やボランティアの方の活		
		動の場を提供する施設である。また、港南区社会福祉協議		
		会の運営によるボランティアセンターでのボランティアの		
		コーディネート、あんしんセンターでの権利擁護事業など		
		地域福祉に係る支援事業を行っている。さらに、多目的研		
		修室や団体交流室などが設置されており、相当数の高齢者		
福祉施設		や障害者等が訪れる施設であり、鉄道を利用して訪れる人		
施設		も多いと考えられるため、主要施設として選定する。		
	③港南中央地域活動ホーム	・ 障害者等の地域生活を支援する拠点である。		
	「そよかぜの家」	・ 横浜市独自の施設であり、各区に一館ずつ整備されている		
		・ 相当数の高齢者や障害者等が訪れる施設であり、鉄道を利		
		用して訪れる人も多いと考えられるため、主要施設として		
		選定する。		
	④ワークショップはばたき	・ 身体・知的障害者が自主製品の製作等を行っている通所施		
		設であり、約20名の方が通っている。		
		・ 障害者が主に上大岡駅から徒歩で通っていることから、主		
		要施設として選定する。		
	⑤ワークアップ港南	・ 脳血管疾患等の中途障害者が生活圏の拡大と生活訓練等を		
		行っている通所施設であり、約20名の方が通っている。		
		・ 障害者が主に上大岡駅から徒歩で通っていることから、主		
		要施設として選定する。		

種別	主要施設に 選定した施設	選定の理由	
医療施設	①秋山脳神経外科·内科病院 ②横浜東邦病院 ③港南中央医院 ④港南区休日急患診療所	・ ①~③の3つの病院は、複数の診療科を備える総合病局があり、入院施設もある。また、④の診療所では、内科児科を備えており、日曜・祝日・年末年始の診療を行いる。 ・ したがって、いずれの施設も周辺地区の住民だけではない。 ・ はなり、対策を利用して訪れる患者等も多いと考えられる(高度を利用して訪れる患者等も多いと考えられる)ため、主要施して選定する。	
商業施設	 ①京急百貨店 ②カミオ ③富士ショッピングセンター ④上大岡リストガーデンスクエア ⑤赤い風船 ⑥イトーヨーカドー上大岡店 ⑦総合食品スーパー食品館あおば ⑧イトーヨーカドー横浜別所店 	 ・上大岡駅周辺地区は、商業集積が高く広い範囲から買物客等を集めている特性がある。 ・京急百貨店をはじめとする駅周辺に立地するこれらの商業施設・アミューズメント施設には、不特定多数の人(高齢者や障害者等を含む)が、鉄道を利用し訪れることも多いと考えられることから主要施設として選定する。 	

(2) 主要経路の設定

『主要経路』とは、鉄道駅等の特定旅客施設と主要施設または主要施設相互間を結ぶ 経路、あるいは商店街や鉄道駅と周辺地域を結ぶ歩行者の主動線など、日常的に多くの 市民が利用する経路で、歩行者の安全かつ円滑な移動の実現に配慮する必要があると考 えられる経路とする。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区における主要経路は、鉄道駅を中心とした徒歩圏内(駅から概ね500m~1km以内の範囲)の歩行者の主動線を踏まえ、鉄道駅と主要施設が少なくとも1以上の経路で結ばれるように設定する。また、主要施設の配置を考慮しつつ、主要施設相互間の経路を設定する。

以上のことを踏まえ、上大岡駅・港南中央駅周辺地区における主要経路を図 5-1 に示す。

(3) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区であって、上大岡駅・港南中央駅周辺地区においては、上大岡駅または港南中央駅を中心とする徒歩圏(駅から概ね 500m~1km 以内の範囲)と考える。

重点整備地区の区域は、主要施設と主要経路を含む範囲で、ある程度整形なまとまりに配慮して設定する。また、その境界は、できる限り町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区の重点整備地区の区域は、図 5-1 に示すとおりであり、 地区面積は約 69.0ha である。

図 5-1 重点整備地区の区域及び主要施設と主要経路

5-2. 重点整備地区の現状と課題

次頁以降に示す資料は、平成 18 年 11 月 6 日に実施した「まち歩き点検ワークショップ」、「南台小学校 5 年生児童からのバリアフリーに関する提案書」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の鉄道駅・バスターミナル及び主要経路における主な問題点等を整理したものである。

整理にあたっては、以下のように現状の問題を分類し整理している。

- ① 解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題 (歩道の新設又は拡幅など歩道の全面的な整備で、用地買収や沿道建物の立ち退きが伴うなど)
- ② 部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題 (交差点部の歩道の段差解消、部分的な勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など)
- ③ 道路の付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題

(グレーチングの交換、押しボタン式信号のボタンの位置の改善、案内板の設置など)

④ 取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる 問題

(路上駐車の取り締まり強化、放置自転車、商品のはみ出し陳列など利用者のモラル向上運動など)

なお、次頁以降の表では、上記の分類整理に加え、問題点に対する対応の考え方、 対応を検討する際の目安となるバリアフリー新法に基づく基準(地形等によりやむを 得ない場合の基準も併記)を合わせて整理している。

さらに、図 5-2 では、「通行することそのものにかなりの困難を伴い、解決するためには大規模な整備が必要な経路」を赤い線、「部分的な整備・改修を行うことによって、概ねバリアフリー化を図ることが出来る経路」をオレンジの線、そして、「部分的な補修や、利用者への啓発や、案内サイン等のソフト面での対策をとることによって、バリアフリー化を満たすことが出来る経路」を緑の線で分類している。さらに、経路毎にそれぞれ、現状で通行・利用出来ないなどの重大な問題については、赤い文字で示すとともに、そのポイントについては、赤い丸で図面に落としている。

(1) 鉄道駅・バスターミナル

① 京浜急行上大岡駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応		
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】				
・ 京急 3F の改札口からホームへ降りるのに階段が ない	・ 車いすでエスカレーターを利用している際の対 応を検討			
・ 京急の3F改札口へ上がるエレベーターがない・ 京急改札階から地下鉄改札階へエレベーターがつながっていない		・ 移動等円滑化された経路に高低差がある 場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける		
・ 京急上大岡駅東口に下りエスカレーターの設置	・ 下りエスカレーターの設置			
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】			
 京急 3F 改札内のエスカレーター前に警告ブロックがなく危ない 誘導ブロックがない(3F 改札付近)	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設		
・階段の真中に手すりが必要	・ 階段の中央にも手すりを設ける	・ 二段式の手すりを両側に設ける		
・ 京急西口改札付近、券売機の設置ができないか	・ 券売機の設置を検討			
オムツ替えベッドの設置(多目的トイレ以外に。 一般女子のトイレの奥が広いので)	・ オムツ替えベッドの設置を検討			

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
 ・トイレの入口に階段があり入りにくい ・トイレに段差がある ・多目的トイレ以外のトイレの入口も段差がない方が良い。スロープにした方が良い ・3F 男女トイレの入口を広くして欲しい(出てくる人と入る人がすれ違いができない) 	・ トイレ出入口の段差の解消	・ 便所の便房のうち1以上は、車いす使用者 その他の高齢者、障害者等の利用に適した 構造のもの:出入口の有効幅員 80cm 以 上。段がないこと、ある場合は傾斜路を設 置。円滑な利用に適した広さ。標識を設置、 ほか
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】	
 ホームへの音声誘導が必要(1・2番線○×行き、3・4番線□△行き) 京急改札口(3F)に音声誘導が必要(京浜急行改札口) エスカレーターの音声誘導 京急入口(3F)券売機に音声誘導が必要 エレベーターの音声誘導 京急改札口(1F)音声誘導必要 1F京急改札前広場より地下鉄への音声誘導必要 京急券売機(1F)に音声誘導必要 トイレ音声誘導必要(多目的トイレ) 1F改札内トイレの音声案内必要。(右:女子用、真中:多目的、左:男子用) トイレ案内板に点字案内があるが、案内板がどこにあるか分からない 電車のドアの開閉に音声が必要 	・ 施設、設備の位置及び内容を知らせる音案内(音声又は音響案内)を設置する	・運行情報を文字及び音声で提供する設備の設置

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
 ホーム構内の災害の時に迅速に電子情報掲示板に情報を流して欲しい 事故情報の周知・案内をして欲しい エレベーターのサインを追加して欲しい 京急コンコースの西口、東口の案内表示が小さい 	・ 案内表示の改善・案内サイン等の設置	・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その
・ 鎌倉街道も案内表示した方がいい ・ 精算機に点字による説明がない	点字案内板の設置	他施設及び、関連する移動等円滑化道路施設を案内する標識を設置
・ 相昇版に点子による応例がない	・ 点子条内倣の改直	
・ 2F~3F のエスカレーターのすき間から光線があ れば危険防止ができる	・使いやすい設備の検討	
・ トイレで開閉等のボタン式・センサーなど種々に わたるため、統一されたものが良いと思われる。・ トイレボタンの統一化	・使いやすい設備の検討	
・ 駅構内の天井が低いので、電光板等が見にくい。 白抜きの字が見やすい	・ 見やすくわかりやすい案内サイン等の設置	
・ 駅入口付近に駅構内を案内する音声案内付き触知 図があったほうが良い	・ 音声案内付き触知図の設置	

4	7

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策	で対応できると考えられる問題】	
・ 車いす対応のエスカレーター使用の際の駅員の対応	・職員の教育・訓練	

② 市営地下鉄上大岡駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題		
_		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】	
・ 水漏れの箇所の早期修理 (地下鉄ホーム端)	・施設の修理	
・ 地下鉄北側改札内トイレに多目的トイレがない	・ 多目的トイレの設置	・ 便所の便房のうち1以上は、車いす使用者 その他の高齢者、障害者等の利用に適した
・ トイレの入口に階段があり、入りにくい・ トイレに段差がある・ 多目的トイレ以外のトイレの入口も段差がない方が良い。スロープにした方が良い	・ トイレ出入口の段差の解消	構造のもの:出入口の有効幅員 80cm 」上。段がないこと、ある場合は傾斜路を設置。円滑な利用に適した広さ。標識を設置
・ オムツ替えベッドの設置(多目的トイレ以外に)	・ 多目的トイレ以外にもオムツ替えベッドを設置	

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】	
・ エレベーターが奥まった所にあり、分かりにくい・ エレベーターのサインを追加して欲しい	・ 案内サインの設置	
・トイレ音声案内が必要・市営地下鉄の券売機の音声が必要・ホームでの音声案内が必要(左側:あざみ野行き、右側:湘南台行)・電車のドアの開閉に音声が必要	・ 施設、設備の位置及び内容を知らせる音案内(音声又は音響案内)を設置する	・ 運行情報を文字及び音声で提供する設備 の設置
・ ホーム構内の災害の時に速急に電子情報掲示板が 見えるように工夫をして ・ 事故情報の周知・案内をして欲しい		
エレベーターの呼出ボタンに説明を付けたらどうか事務室につながるインターホンの利用方法を書いたらどうか	・使いやすい設備の検討	
・ 女子トイレに点字案内板がない(触知図)	・ 点字案内版または触知図の設置	
・ 駅入口付近に駅構内を案内する音声案内付き触知 図があったほうが良い	・ 音声案内付き触知図の設置	

ı	`
Ċ	7

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
・ 段鼻の色が消えている	・ 踏面の端部を着色	・ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるもの
・ トイレで開閉等のボタン式・センサーなど種々に わたるため、統一されたものが良いと思われる・ トイレボタンの統一化	・使いやすい設備の検討	
・ 駅構内の天井が低いので、電光板等が見にくい。 白抜きの字が見やすい	・ 見やすくわかりやすい案内サイン等の設置	
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策	で対応できると考えられる問題】	
_		

③ 市営地下鉄港南中央駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題		
駅のホーム、エスカレーター横幅が狭い		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
エレベーターが遠い	・ 使いやすい設備の検討	
・ エレベーターのドア幅が双子用のベビーカーは通		
れない		
・ エレベーター内部は曲がりにくい		

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
・ 券売機が車いす使用者には利用しにくい	・ 券売機の蹴込み部の確保又は、券売機の高さの改	
・ 券売機がもう少し低いと便利	善	
東京の乗攻の際 がど も おウクに乗攻れがる	- 古玉に土 / の飢苦の籾ツ	
・ 電車の乗降の際、ベビーカーが安全に乗降りがで きるよう、京急のようにフラット板が出ると良い		
・ ホームから電車に乗る所にラクープがあると良い		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	:って対応できると考えられる問題】 	
・ 手洗いの蛇口が使いにくい(多目的トイレ)	・ 使いやすい設備の検討	
・ トイレ内のベビーキープと鍵が近いので子どもが	・ 使いやすい設備の検討	
あけてしまう		
・ 女性用トイレ内に ベビーキープはあるが、ドアロ		
ックをいたずらしそう		
・ 地下鉄トイレをシャワートイレにして欲しい	・ 使いやすい設備の検討	
・ エレベーターの押しボタンにイラストがあると良	・ 使いやすい設備の検討	
い		
・ 駅の新エレベーターの案内をわかりやすくする	・ 目立つ位置にエレベーターの標識を設置	・ 昇降機、便所又は乗車券販売所付近への標
		識の設置
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策		
_		

④ 上大岡駅バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】			
_			
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】		
・ 視覚障害者誘導用ブロックが剥がれていた	・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】		
・ バスのりば、行先案内や到着案内の設置	・ バスのりば案内表示等の改善		
・ バスターミナル内の歩行者専用青時間が短い	・ 歩行者用青時間の延長		
・ 歩行者信号機はあるが、押しボタンが分かりにく	┃ ・ 視覚障害者誘導用ブロックによる誘導又は音響		
C	等により押しボタンの位置がわかるようにする		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策	で対応できると考えられる問題】		
・ バス乗車の際、ベビーカー、車いすの時の運転手	・職員の教育・訓練		
の対応(車両)			
・ 歩行者が右側通行を守っていない			

(2) 主要経路

① 主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街道:上大岡駅周辺区間)

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】			
_			
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】		
・ 民地と歩道の段差あり	・ 段差の解消		
舗装の状況が悪いので、ベビーカーではガタガタ してしまいそう	・ 歩道の平坦性の確保	・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上 げ	
・ 視覚障害者誘導用ブロックがはがれている(郵便ポストに誘導しているのか?)	・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修		
・ 横断歩道がやや斜め	・ 歩道の平坦性の確保	横断勾配 1% (2%) 以下かつ縦断勾配 5% (8%) 以下	
・ 歩道に穴が開いている・ 植栽枡がへこんでいる	・ 歩道の平坦性の確保		
・ 上大岡駅前のバス停留所、バスと歩道の間がある・ ノンステップバスが歩道から離れていて止まるので、一度、車道に下りなくてはいけない・ バスの停め方の改善		・ 当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
 バスターミナル前に勾配あり(縦断勾配 4.2%、 横断勾配 2.5%) 横断勾配が 4.5%の所もある 歩道に勾配あり(横断勾配 2%、縦断勾配 5%) 		・ 横断勾配 1% (2%) 以下かつ縦断勾配 5% (8%)以下
・ 溝が太い。振動がある	・ 歩道の平坦性の確保	
・ (交差点溜まり)に平坦部がない	 ・ 横断歩道前に平坦部を確保 	
バス停でバス待ちの人が歩道をふさいでいる	・ バスのりばの改善	
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】	
・ 駐輪禁止シールがよく見えない	・ 案内表示の改善	
・ カミオ〜長崎屋間、歩行者用の信号がなく、やや 危険	・ 横断歩行者の安全性の確保	
・ 地下鉄の入口が分かりにくい(看板が色々あって 地下鉄用の案内板が目立たない) ・ 地下鉄入口(地上より)の判断が難しい	・ 案内サインの改善	
・ バスターミナル出入口部分の横断が危険	・ 横断歩行者の安全性の確保	

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
・ 歩行者用青時間が 20 秒は短い	・ 歩行者用青時間の延長又は、歩行者用青時間延長	・ 音響機能や歩行者青時間延長機能を整備
・ みんな、焦って走ってしまう	機能等の整備	する等により、道路の横断の安全を確保
・ 待ち時間が長いのに赤に変わるのが早い		
・幅が狭く、人が集中		
・ 信号が短いので、杖歩行だと半分までしか渡れな		
U)		
・ 視覚障害者の人が渡れない		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
・ バイクの違法駐輪が多い	・ 歩道上障害物の移動・撤去	
・ 放置自転車が多い		

② カミオ横アーケード

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	1	
 ・ 歩道が 1mしかない ・ 歩道がない。狭くて危険 ・ 歩いていると、車をとめてしまう ・ バスが道をふさいでしまう ・ バスが通る交差点で、道をふさいでいる。渡りにくい 	・安全な歩行空間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確 保

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
カミオ側の歩道が車道よりかなり高い	・ 段差の解消		
歩道から車道へ降りる時、階段で、スロープがな			
()			
	って対応できると考えられる問題】		
朝、カミオアーケードから右に曲がる車があるた	・ 安全な歩行空間の確保		
め、歩行は危険 一時停止がない			
一方通行にして欲しい			
信号の設置	・ 横断歩行者の安全を確保	・ 音響機能や歩行者青時間延長機能を整備	
		する等により、道路の横断の安全を確保	
自転車が停まっている	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
車も通るし、駐輪もある			
花屋の植木が道をふさいでいて、通りづらい	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
自転車が停まっている 車も通るし、駐輪もある	・ 歩道上障害物の移動・撤去		

③ 桜岡小学校前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】			
・ 大型バスのすれ違い。道路が狭く危険・ 歩道が狭い。段差と勾配がある・ 交通量が多い。ベビーカーでは通れない	・ 安全な歩行空間を確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確 保	
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】		
・ 段差がはげしい・ 切下げをしている所が多く歩きにくい	・ 歩道の平坦性の確保	横断勾配 1%(2%)以下かつ縦断勾配 5% (8%)以下	
・ 歩道の真中に電柱がある・ 電柱が交差点付近の歩道にあり歩きにくい・ 電柱があるため、道路に出ないといけない	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
バス停が道をふさいでいる	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
・ 家の前のスロープが出っ張っている	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
・ 歩道に上がるのに段差がある	・ 歩道と車道の段差を 2 cm とする	・ 横断歩道に接続する歩道などの部分:接続 部分の段差は2cnを標準とする	
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】			
・ ワークアップ港南前に信号が必要	・ 横断歩行者の安全を確保	・ 音響機能や歩行者青時間延長機能を整備する等により、道路の横断の安全を確保	

0	ני	
	ı	

まち歩き点検等における主な指摘事項	まち歩き点検等における主な指摘事項 対応の考え方(案)	
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
ゴミが邪魔	・ 歩道上障害物の移動・撤去	

④ 上大岡駅東側道路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応		
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】			
・ 歩道が狭い・ 片側に歩道がない	・ 安全な歩行空間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題 】			
・ 視覚障害者誘導用ブロックがない	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】			
・ 夜、暗い(街灯はあるが足りない)	・ 照度を確保			
・音声信号なし	・ 音響信号機の設置	・ 音響機能や歩行者青時間延長機能を整備する等により、道路の横断の安全を確保		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】				
・ 駐車マナー 歩道にはみ出して駐車している	・ 取り締まりの強化			

⑤ 主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街道:港南中央駅周辺区間)

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】			
・ (区役所前バス停)人が多くて、通りにくい。自転車も多い	・ バスのりばの改善		
・ 総合庁舎前のバス停、ベンチ、並ぶ人、通行人で でちゃごちゃ			
・ 車いす、ベビーカー用のバス待ちスペースがある			
と良い			
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】		
・電柱は、いつ地中化するのか	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
・ 道路脇の電柱が怖い			
・ (港南警察署前信号) 歩道の傾斜がきつい	・ 歩道の勾配の改善	横断勾配 1% (2%) 以下かつ縦断勾配 5% (8%) 以下	
・ 視覚障害者誘導用ブロックが途切れている	・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修	・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設	
・ 港南警察署前に視覚障害者誘導用ブロックがない・ 警察署前に視覚障害者誘導用ブロック設置	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設	
・ バス停前、ベンチに視覚障害者誘導用ブロックが 寄り過ぎ	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設又はベンチの移動		

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
・ (桜道入口付近) 歩道の段差が通りにくい・ (交差点付近)歩道の傾斜がきつく、車いすのコントロールがきかない・ 港南橋交差点の歩道の切下げが急	・ 歩道の段差の解消。歩道の勾配の改善	横断勾配 1% (2%) 以下かつ縦断勾配 5% (8%) 以下
・ (マクドナルド駐車場出入口付近)歩道の横傾斜がきつい	・ 歩道の勾配の改善	• 横断勾配 1%(2%)以下
・ 波打ち歩道気味(切下げが多い)	・ 歩道の凸凹の改善	· 縦断勾配 5%(8%)以下
鎌倉街道の樹木が根が張って、歩道が盛り上がったり、ひび割れている鎌倉街道左右の樹木があまりに太くなっている(新しい木に変えた方がよい)		
・ 歩道と敷地に段差あり(スポーツセンター前)	・ 段差の解消	
・ 横断歩道の前に警告ブロックがない	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設
・ スポーツセンター前の信号、視覚障害者誘導用ブロックなし→休日診療所まで行けるように	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設
マンホールのがたつき桜道入口 歩道蓋の段差がある	・ マンホール蓋の交換	

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】	
・ 駅前地図をもっと見やすく	・ 駅周辺案内地図の表示の改善	・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その 他施設及び、関連する移動等円滑化道路施設を案内する標識を設置
・ 押しボタン式で分かりにくい	・ 視覚障害者誘導用ブロックによる誘導又は音響等により押しボタンの位置がわかるようにする	
・ 音声案内がない・ 新しい信号に、できれば音が鳴った方がいいと思う	・ 音響信号機の設置	・ 音響機能や歩行者用青時間延長機能を整 備する等により、道路の横断の安全を確保
グッディプレイス前の歩道に段差あり歩道の段差(グッディプレイス前)	・ 段差の解消	
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策	で対応できると考えられる問題】	
・ (セブンイレブン前) 店の机が店頭にあり、通りに くい	・ 歩道上障害物の移動・撤去	

⑥ 港南中央医院前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応		
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】			
・ 病院前、歩道がなく危険	・ 安全な歩行空間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確 保		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】			
 ・ 港南橋を渡るのに、急坂になっている ・ 橋付近に段差(橋入口)。つなぎめの所に段差がある ・ 橋の段差がきつい ・ 橋付近、橋と歩道の坂が急 ・ (港南橋のふもと) 段差、溝がある。車いすで通るのが怖い 	・ 歩道の勾配の改善	· 縦断勾配 5% (8%) 以下		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】	<u> </u>		
 パーキングのついたてが邪魔で通れない 側溝の蓋が凸凹。隙間がある 側溝が不良 港南中央医院への橋付近、蓋が割れていて穴が危険 港南中央医院の坂や道、側溝の蓋の変わりに並んでいる敷石が割れたり、崩れている所が危ない 港南中央医院前の駐車場の側溝の蓋が割れている 				

	•	
(5	٦
(χ)

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
_		

⑦ 港南警察署東側道路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題		
_		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】	
_		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	って対応できると考えられる問題】	
_		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策	で対応できると考えられる問題】	
・ 警察反対側の歩道に自転車が多く置いてあった・ 放置自転車やバイクがあって通れない・ 自転車が出ている(駐輪)	・ 歩道上障害物の移動・撤去	

⑧ 港南中央ケアプラザ前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題			
_			
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】		
・ 区役所駐車場前の歩道に雑草が多い	・ 歩道上障害物の移動・撤去		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
・ 港南区役所の新駐車場の出入口が危険では?(混 雑時)	・ 歩行者の安全確保		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】			

⑨ 赤い風船前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
_		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
_		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
_		

	-	
(5)
C)

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
・ 荷捌き車両が駐車している(駐車マナーが悪い)	取り締まりの強化	

⑩ イトーヨーカドー上大岡店前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応		
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】				
_				
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】			
スロープの幅が広く、急勾配(ヨーカドーのスロープ)	・ スロープの勾配の改善	・ 縦断勾配 5% (8%) 以下		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】			
・ ヨーカドー内の駐車場と通路の区別がない。	・ 路面表示等歩行空間の明確化			
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】				
駐車車両が多い	取り締まりの強化			
・ 違法駐輪が多い(ヨーカドー周辺)	・ 歩道上障害物の移動・撤去			

⑪ かながわ平和祈念会館前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
・歩道が無い	・ 安全な歩行区間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確 保	
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】			
_			
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】			
_			
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】			
_			

② ワークショップはばたき前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
・ 歩道が無い	・ 安全な歩行区間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確 保	
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】			

•
0.

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

③ 港南ふれあい公園前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
・歩道が無い	・ 安全な歩行区間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確 保	
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】			
_			
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】			
_			

63

14 桜道

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
・ 勾配がきつい		• 縦断勾配 5%(8%)以下
・ 桜で通行が遮断されてしまう・ 桜の木で歩道の幅が確保できない・ 桜が歩道を遮って、通行できない・ 桜の木の根があがって、歩道が狭くなっている	・ 安全な歩行空間の確保	・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】	
・ 歩道に一部石を張っている所があるが、車いすや ベビーカーでは通りにくい	・ 歩道の平坦性の確保	・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
・ 桜道に違法駐車	・ 取り締まりの強化	

64

⑤ ウィリング横浜

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応	
【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題	【解決するには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できる	と考えられる問題】		
_			
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によ	【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
・ 地上から直接来れない。分かりにくい・ サインがない。順路が分からない・ 駅ビル内の案内表示が少なく、分かりにくい・ どのエレベーターに乗ればよいのか分かりにくい・ エレベーターが 2 階までしかなく不便	・ 案内サイン等の改善		
【取り締まりの強化、普及・啓発活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】			
_			

図 5-2 重点整備地区の現状と課題

5-3. 生活関連施設及び生活関連経路の検討

(1) 生活関連施設の設定

主要施設のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設を『生活関連施設』とする。なお、鉄道駅及びバスターミナル等の特定旅客施設や駐車場等も含むものとする。

(2) 生活関連経路の設定

主要経路のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路を『生活関連経路』とする。

(3) 生活関連経路以外の主要経路について

①地域生活経路

地域生活経路とは、主要経路のうち生活関連施設相互間の経路ではないが、商店街 や鉄道駅と周辺地域を結ぶ歩行者の主動線など、日常的に多くの住民が利用する経路 で、生活関連経路と同等に地区にとって重要な経路であり、歩行者の安全かつ円滑な 移動の実現に配慮する必要があると考えられる経路とする。

②課題経路

課題経路とは、本来生活関連経路としてバリアフリー化のための整備を図る必要性があると考えられる経路であるが、以下の理由により歩道の段差の解消や平坦性の確保などのバリアフリー整備だけでは解決できない課題を抱える経路であり、周辺地区全体のまちづくり及び地区交通計画といった視点で対策を検討する必要がある経路とする。

- ●現状の市街地では、歩道の新設又は拡幅が非常に困難な状況であり、都市計画道路 等による具体的な計画による整備の目途がたてられていない
- ●現状では、バス路線又は地区の自動車交通を処理するためにある程度の自動車交通 量を捌く必要がある道路で、通過交通の排除や速度抑制対策を実施することが適切 でない又は非常に困難である

なお、課題経路における当面のバリアフリー対策としては、周辺にある生活関連施

設まで、できる限り安全な経路が確保されるように代替経路等を検討する必要がある。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区における生活関連施設と生活関連経路は、図 5-3 に示すとおりである。

図 5-3 生活関連施設及び生活関連経路

6. 上大岡駅・港南中央駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

6-1. 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅・バスターミナル、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区の区域内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区において、バリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい施設の整備を実現していくことを目標とする。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路(移動等円滑化された経路)を1ルート以上確保する。
- ・ 移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート(主動線)に 確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努 める。

【安全な階段の整備】

・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい 構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

・ 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰に でもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し 整備する。

- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導 用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄 道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動また は利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内*の設置 に努める。
 - ※ 音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば(音声)」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害 者等すべての人が利用しやすいものとする。
- トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・ 乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

【プラットホームにおける安全対策】

- ・ プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗 降を確保する。
- ・ ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

(2) 道路等のバリアフリー化

- ・ 生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員 の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造(適切な勾配・ 段差や平坦部の確保など)とする。
- ・ 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活か しながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、 視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・ 生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備を することとする。
- ・ なお、道路整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路(A)』と『生活関連経路(B)』の2つに区分する。

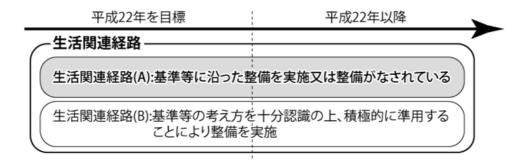
【生活関連経路(A)】

・ 生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路、 または、現時点において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がな されており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

【生活関連経路(B)】

・生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制 約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に 準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路(横浜市独自の 取り組みとして設定)

■ 生活関連経路の区分と整備目標



(3) 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・ 道路の横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するために的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・ 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制 の実施を検討する。

(4) バスのバリアフリー化

- バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- バス車両内には、筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・ 高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。
- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。
- ・ ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した 情報提供に努める。

(5) 建築物のバリアフリー化

- ・ すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設 内までの移動経路を確保する。
- ・ 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう 努める。
- ・ 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援 するため、案内情報の設置に努める。
- ・ 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に 努める。
- ・ 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

6-2. 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」、建築物に関する「建築物特定事業」等に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「交通安全特定事業」「建築物特定事業」「その他の事業」は、77 頁以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、上大岡駅・港南中央駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成 22 年を目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準 やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。特に、案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、上大岡駅・港南中央駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名 称	発行年/発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施	平成 18 年 12 月
行令	政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造	平成 18 年 12 月
及び設備に関する基準	国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等	平成 18 年 12 月
に関する基準	国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイ	平成 19 年 7 月
ドライン	国土交通省
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイド	平成 19 年 7 月
ライン	国土交通省
道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 (財)国土技術研究センター

(1) 公共交通特定事業

① 京浜急行電鉄株式会社

事業箇所	主な事業内容*1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
京急上大岡駅	・ 階段中ほどに手すりを設置			
	・ 駅構内の案内表示の改善・案内サイン等の設置	0		現地の具体的な状況を確認の上、必要に応 じて、設置を検討する。
	・職員の教育訓練の充実	0		現在、実施している職員の教育訓練について、新法での対象者の拡充等を見据え、引き続き推進する。
	・ 改札口、トイレ等における音声・音響案内装置の設置		0	
	・ 券売機等における点字による案内の改善		0	点字表記について、今後の新たな知見を踏まえ、更新の時期に改善を検討する。

② 横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容*1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
市営地下鉄上大岡駅	・職員の教育訓練の充実	0		
	・ エスカレーターの位置及び行先を知らせる音 声・音響案内装置の設置		0	
	駅入口付近に駅構内を案内する音声案内付き 触知図を設置		0	
	・駅構内の案内表示の改善		0	
	・ 階段踏面の端部の着色を改善		0	
	・ 多目的トイレの設置(北側改札内)		0	
	・ 多目的トイレ以外のトイレ出入口の段差の解消		0	
	・ 改札口、トイレ等における音声・音響案内装置の設置		0	
	・ 障害者等の利用に適した券売機の設置		0	
市営地下鉄港南中央駅	・職員の教育訓練の充実	\circ		
	・ エスカレーターの位置及び行先を知らせる音声・音響案内装置の設置		0	
	・ 障害者等の利用に適した券売機の設置		0	
	・ 車両とホームの段差の解消		0	
	・トイレ内設備を使いやすい設備に改善		0	

③ バス事業者(横浜市交通局、神奈川中央交通株式会社、株式会社江ノ電バス横浜、京浜急行バス株式会社、横浜京急バス株式会社)

事業箇所	主な事業内容*1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
上大岡駅バスターミナル	・ 職員の接遇等の教育・訓練の充実	0		
	・ ノンステップバスの増加		0	

※1:公共交通特定事業の実施にあたっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動 等円滑化整備ガイドライン」、および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努め ることとする。

- 80 -

(2) 道路特定事業

① 生活関連経路(A)の整備(横浜市)

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路1 主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街	・ 歩道の平坦性の確保	0		
道:上大岡駅周辺区間)	・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修	0		
	・ バスのりばの改善の検討	0		バス事業者との協力が必要
	・ 歩道の勾配の改善	0		民地側の土地所有者についても敷地と 歩道の高低差の調整が必要
	・ 横断歩道手前に平坦部を確保			
経路 2 カミオ横アーケード	・ 久保橋の架け替えの検討		0	
経路 4 上大岡駅東側道路	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	0		
	・ 安全な歩行空間の確保に努める	0		
経路 5 主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街	・ バスのりばの改善の検討	0		バス事業者との協力が必要
道:港南中央駅周辺区間)	・ 歩道の勾配の改善	0		
	・歩道の平坦性の確保	0		

	•
C	α
_	``

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
	・ 民地と歩道の高低差の調整	0		民地側の土地所有者についても敷地と 歩道の高低差の調整が必要
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	0		
経路 7 港南警察署東側道路	• –			
経路 8 港南中央ケアプラザ前	• –			
経路 9 赤い風船前	• –			
経路 10 イトーヨーカドー上大岡店前	• –			

② 生活関連経路(B)の整備(横浜市)

事業箇所			今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 6 港南中央医院前	・ 港南橋のすり付け勾配の改善の検討	0		
76 m 1 7 (E1761)	・ 安全な歩行空間の確保に努める		()	現在の道路幅員では歩道設置が困難なため可能な限り歩行空間の改善に努める
経路 13 港南ふれあい公園前	・ 歩行環境の向上		0	

(3)交通安全特定事業

① 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を目標に 事業を実施	備考
生活関連経路	・音響式信号機等の設置・違法駐車の取締りの強化・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進・標識・標示の視認性の確保・交通規制の実施	0	

(4) 建築物特定事業について

① 各施設管理者

生活関連施設は、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるよう、道路等の敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路を確保する必要がある。本基本構想で位置づけられた生活関連施設の各施設管理者は、道路等の敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路の確保及び適切な管理に努める必要がある。

(5) その他の事業

① 横浜市都市整備局

事業箇所		今後機会を捉え て整備を検討	備考
上大岡駅バスターミナル	・ バス案内システムの誘導サインの改善	0	

② 横浜市

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・ 放置自転車対策の実施・ 自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発活動の推進	0		道路管理者、交通管理者、地元関係者等の協力の下で、推進

② 地元商店街等

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・はみ出し看板・商品の撤去	0		

図 6-1 特定事業及びその他の事業

6-3. 今後検討が必要な事項

(1)課題地区について

本基本構想で課題経路に位置づけた桜岡小学校前(経路3)の道路は、最戸町や大久保町地区の主要な道路となっており、歩行者も自動車も交通量が多い。また、この経路の周辺には本基本構想で生活関連施設に位置づけた施設や福祉施設が複数あり、道路幅員が狭く、歩道が設置されていない区間もあり、歩行者の安全確保が非常に重要な課題となっている。

しかし、現状の市街地は、歩道の新設又は拡幅が非常に困難な状況である。また、都市計画道路等の具体的な計画による整備の目途がたてられておらず、バス路線であり、かつ、地区の自動車交通を処理するために一定の自動車交通量を捌く必要がある道路でもあることから、通過交通の排除や速度抑制対策を実施することも非常に困難である。このようにバリアフリー整備だけでは解決できない課題を抱える経路であり、周辺地区全体のまちづくり及び地区交通計画といった視点で対策を検討する必要があることから課題地区としている。

なお、この課題地区における当面のバリアフリー対策として、下図に示すような代替 経路を検討し、上大岡駅から周辺の生活関連施設及び生活関連施設相互間の安全かつ円 滑な移動を確保する必要がある。



図 6-2 課題地区のバリアフリー対策(代替経路案)

(2) 地域生活経路(経路14: 桜道)の整備について

本基本構想で地域生活経路に位置づけた桜道は、単なる通行のための道路ではなく、 憩いの場として多くの区民に親しまれている道路である。しかし、樹木の老齢化にとも なって、近年は倒木の恐れや歩道をふさぐなど様々な問題を抱えている。

このような状況のなか、港南区では、問題を解決し、桜道の魅力を高めるために、平成 17 年度から桜道の再整備調査・検討に着手し、平成 18 年度には、地域の代表者と公募市民で構成する「桜道の将来を考える委員会」を設置し、地域住民と一緒に桜道の現状や課題を整理しながら、将来像・整備計画づくりを行っている。

桜道の再整備計画にあたっては、「地形上勾配がきつい」、「道路幅員が狭くバス通りでもあることから十分な歩道幅員が確保できない」などの制約条件があるが、バリアフリー新法に基づく基準等の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する必要がある。

(3) 経路と建築物等の間のバリアの調整

経路と建築物等がバリアフリー化されても、経路と建築物等の間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴う。そのため、経路のバリアフリー化にあたっても、また建築物等のバリアフリー化にあたっても、相互に調整を図り、両者の間にバリアが発生しないようにする必要がある。

また、少なくとも重点整備地区内においては、生活関連施設及び生活関連経路以外の 施設や経路についても、両者の間のバリアの排除に努めることが重要である。

(4) 主要地方道横浜鎌倉線(経路1・経路5:鎌倉街道)の整備について

主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街道)は、大岡川に沿った比較的平坦な道路となっているが、鎌倉街道に接続する道路は、地形の状況により勾配が急な道路が多い。したがって、鎌倉街道自体は平坦であっても、接続する道路の勾配によって交差点部において歩道に傾斜が生じる場合があるが、この傾斜を改善するには接続する道路の勾配の改善が必要であり平成22年までの整備が非常に困難な場所もある。

しかし、鎌倉街道は地区の中心的な歩行者軸であり主要なバリアフリー経路でもある ことから生活関連経路(A)に位置づけており、今後、対応策を検討していく必要がある。

(5) 関ノ下交差点のバリアフリー化について

前述のとおり、主要地方道横浜鎌倉線(鎌倉街道)は、地区の中心的な歩行者軸であり主要なバリアフリー経路でもあることから生活関連経路(A)に位置づけている。この鎌倉街道の上大岡駅と港南中央駅のおおよそ中間に位置し、笹下釜利谷道路と交差する関ノ下交差点は、現在、歩行者の安全確保と円滑な自動車交通の処理を図るため、歩行者は、歩道橋による通行のみとなっている。

この歩道橋は階段のみでスロープ等が設置されておらず、横断歩道も無いことから、車いすやベビーカーでは横断できないとの意見が出されている。また、上大岡駅周辺地区と港南中央駅周辺地区の往来に必要な交差点であることから、バリアフリー対策が望まれている。しかしながら、現状の関ノ下交差点は、スロープ等を設置できる場所がないため、歩道橋のバリアフリー化は非常に困難な状況である。

当該交差点のバリアフリー対策としては、歩行者用信号機と横断歩道の設置による平面での移動を円滑にする方策が考えられる。これについては、周辺の歩行者と自動車の交通量を十分に把握し、歩行者の安全性とともに自動車交通の円滑な処理を実現する必要があるため、歩道橋の存置や撤去、歩行者用信号機と横断歩道の設置について、交通管理者とともに、今後対策を検討していく必要がある。

7. 基本構想策定後の事業推進にあたって

(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・ 横浜市、事業者、市民は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において「移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・ 横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、 及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・ 事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・ 市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するに あたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐 輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互 いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

(2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価

・ 横浜市は特定事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

(3) 進捗状況及び事業内容の広報

・ 横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業 の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

・ 歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。